

# 南相馬市地域福祉計画

平成27年3月

南 相 馬 市

## はじめに

「地域福祉」とは、障がいの有無や年齢に関わらず人としての尊厳をもって家庭や地域の中でその人らしい生活を送れるよう、地域住民がお互いに支えあうことです。

本市では、この「地域福祉」の充実に向け、平成21年4月にお互いを思いやり、助け合い、支え合い、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを目指した「南相馬市地域福祉計画」を策定し各種施策を推進して参りました。

しかしながら、先の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの市民が避難を余儀なくされ、本市の地域における支え合い、助け合いの機能は弱まってきております。

この様な中においても、一人ひとりが人としての尊厳を持ち、地域の中で、安心してその人らしい生活を送ることは重要であり、そのためにも、地域住民をはじめとし、関係機関、団体などが、それぞれの地域で、それぞれの役割を果たし、助け合い、支えあいの地域福祉づくりを推進することが大切です。

本計画は、地域福祉の充実に向け「市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進」や「地域福祉を支える基盤の確立」「安心して暮らすための生活支援の充実」を基本施策として掲げ、基本理念である「健康で安心して暮らすことができるまち南相馬～地域で生活する人々の助け愛、支え愛」を目指す計画となっております。

今後は、本計画に基づき震災前にも増した地域福祉の充実に向け、各基本施策の推進に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましては、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、並びに「南相馬市地域福祉計画策定懇談会」を始めとする関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

南相馬市長 桜井勝延

## 目 次

<b>第1章 市民の地域福祉をとりまく現状と課題</b> . . . . .	1
Ⅰ. 福祉のまちづくりの現状と課題 . . . . .	1
Ⅱ. 地域福祉を支える基盤の現状と課題 . . . . .	2
Ⅲ. 暮らしや生活支援の現状と課題 . . . . .	3
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	4
Ⅰ. 計画の趣旨 . . . . .	4
Ⅱ. 計画の理念 . . . . .	4
Ⅲ. 計画の基本目標及び基本施策 . . . . .	5
Ⅳ. 計画の期間 . . . . .	5
Ⅴ. 計画の体系 . . . . .	6
Ⅵ. 課題解決のためのそれぞれの役割 . . . . .	7
<b>第3章 計画の重点施策</b> . . . . .	8
Ⅰ. 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進 . . . . .	8
Ⅰ－1. 地域での支えあい・ふれあい活動の推進 . . . . .	8
Ⅰ－2. 地域の見守り活動の推進 . . . . .	10
Ⅰ－3. 災害時における市民相互支援ネットワークの構築 . . . . .	11
Ⅱ. 地域福祉を支える基盤の確立 . . . . .	12
Ⅱ－1. 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携 . . . . .	12
Ⅱ－2. 福祉ボランティアの充実、NPO活動の推進 . . . . .	14
Ⅱ－3. 支えあい・助け合う福祉意識を育む . . . . .	15
Ⅲ. 安心して暮らすための生活支援の充実 . . . . .	16
Ⅲ－1. 総合的な相談体制の充実 . . . . .	16
Ⅲ－2. 人権尊重の社会づくりの推進 . . . . .	18
Ⅲ－3. 人にやさしいまちづくりの推進 . . . . .	19
Ⅲ－4. 生活支援の充実 . . . . .	20
Ⅲ－5. 被災者への支援の充実 . . . . .	21

## 地域福祉とは

「地域福祉」とは、障がいの有無や年齢に関わらず、個人が人として尊厳をもって家庭や地域の中でその人らしい生活が送れるよう、地域住民がお互いに支えあっていくことです。

この「地域福祉」を充実させるには、地域住民がさまざまな生活上の課題に目を向け、その課題の克服について一緒に考えるなど、お互いの顔が見える関係を築くことが必要です。

また、課題の克服に向け、自らもサービスの受け手であり、担い手でもあるということを意識し、住民が手を携えて共に生きるまちづくりの精神を育てていくことも大切になってきます。

## 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、近年の少子高齢化の進行や家族・地域内での人間関係が変化している中で、住民が生活の拠点である地域に根ざし、お互いを思いやり、助け合いながら、その人らしく自立した生活が送れるしくみをつくり、「地域のつながり」「人と人のつながり」を大切にしていくための計画です。

平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これまでの行政から住民への一方的な福祉のあり方ではなく、地域住民・事業者・行政の協働により地域福祉に取り組んでいくことが求められており、市民一人ひとりの力がとても重要となります。

# 第1章 市民の地域福祉をとりまく現状と課題

## I. 福祉のまちづくりの現状と課題

地域コミュニティを取り巻く社会環境は、地域における人と人との交流の減少や近所づきあいの煩わしさ、隣組への未加入、個人情報保護やプライバシー意識の高まり、更には災害及び原発事故による住民の避難により、地域での支えあい・助け合いの機能が弱まってきています。

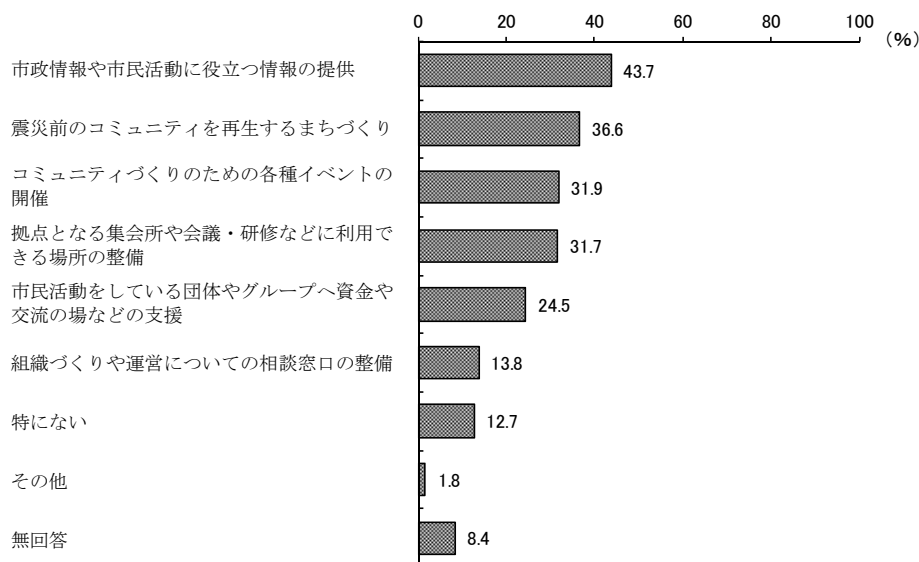
このため、地域住民が安全安心に生活できる社会を実現するためには、高齢者や障がい者、妊娠・子育て中の方など多様な人々に関わりを持ち、市民誰もが尊重され人と人との相互理解を深め、顔の見える社会的な繋がりをもった福祉のまちづくりを進めることが必要です。

また、一方で、先の東日本大震災を教訓とし自然災害時の要配慮者<sup>※</sup>への避難支援についても重要であり、要配慮者に関する情報を平常時から収集し、災害時における支援体制や安心して避難できる福祉避難所の整備が急務です。

このため、要配慮者の個人情報保護など必要な措置を行いながら、要配慮者マップの作成や避難支援プランの策定などを行い、行政、消防署、消防団、行政区長、民生委員児童委員や自主防災組織と協力し合う避難支援体制の整備が必要です。

### 【地域づくりに力を入れるべき事項】

全体 (N=1,635)



出典：南相馬市まちづくり基礎調査（20014.3月）

※ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

## Ⅱ. 地域福祉を支える基盤の現状と課題

地域福祉を推進する上では、行政の施策だけでは自ずと限りがあります。そのため、社会福祉協議会による福祉活動や民生委員児童委員、ボランティア、NPOなどとの連携・協働による福祉活動の仕組みづくりが重要です。

また、地域福祉の推進には、ボランティアの存在を欠かすことはできません。そのため、地域福祉活動の担い手の養成や次世代を担う小・中学生、高校生がボランティア活動へ参加できる環境の整備が重要です。

さらに、今日では地域での繋がりや絆が希薄になりつつあります。そのため、地域という切り口を単位とし、一人暮らし高齢者や障がい者、子育て家庭への声かけ・見守り活動といった取り組みなど地域福祉を支える基盤づくりが重要です。

### 【南相馬市を良くする活動を行いたいのか】

#### ○ 高校生



#### ○ 中学生



出典：南相馬市まちづくり基礎調査（2014.3月）

### Ⅲ. 暮らしや生活支援の現状と課題

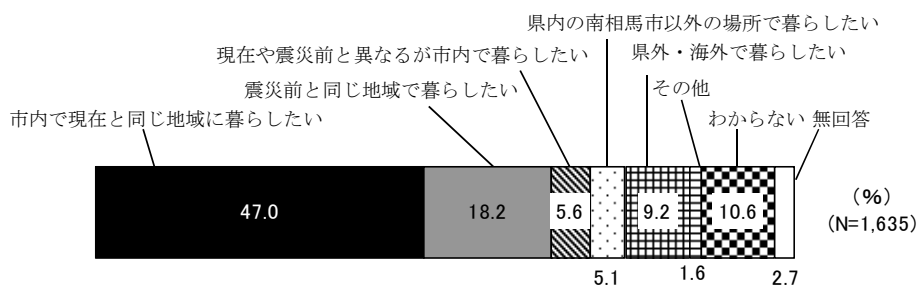
法律の改正により、社会福祉サービスの体系は、措置制度からサービス提供者と利用者の対等関係による契約制度へと変更されました。このため、サービスを利用する者への情報提供は大切なものであり、利用者の立場でより分かりやすい情報提供の充実が求められています。

また、高齢者、障がい者、幼い子どもに関わらず、地域で快適に安心して生活するためには、ユニバーサルデザインの推進が今後のまちづくりにおいては必要です。障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで誰もが自由に移動でき、積極的に社会参加できる環境が重要です。

更には、生活保護は最後のセーフティネットとしての役割を果たすものであり、本市においてもここ数年、生活保護世帯が増加傾向にあり、病気、失業、離婚、多重債務など複合的なリスクから問題が発生し、所得保障だけでなく、就労支援、地域生活支援など生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けたサポートが必要です。

これらに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故では多くの市民が住み慣れた我が家からの避難を余儀なくされ、これまでの生活基盤とは一変した環境において生活を強いられているため、一日も早く安全で安心できる生活環境に戻れるよう生活基盤の再建に向けた支援が必要です。

#### 【今後の居留意向】



出典：南相馬市まちづくり基礎調査（2014.3月）

## 第2章 計画の基本的な考え方

### I. 計画の趣旨

少子・高齢化の進行や家庭機能の変化など社会環境の多様化・複雑化に加え、災害によりもたらされた生活環境の変化などから、これまで培われてきた家庭や地域での相互扶助機能が大きく変動し、地域住民の交流やコミュニケーションといった相互の繋がりが希薄化しています。

このような状況のもと、一人ひとりが人としての尊厳を持ち、生活の拠点である地域の中で安心してその人らしい生活を送るには、地域社会を基盤とした地域福祉の推進が必要です。

また、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティアやNPOなどの民間団体が、地域における愛を基礎としそれぞれの地域において、それぞれが役割をしっかりと果たし、互いに助け合い、支えあうという福祉の意識を醸成していくことが大切です。

このような地域福祉の推進に向け、南相馬市における健康・福祉の各計画を横断する計画、すなわち社会福祉法第107条で規定する市町村地域福祉計画として、「南相馬市地域福祉計画」を策定します。

### II. 計画の理念

現在、様々な要因から地域における「人と人の繋がり」という昔から培われてきた良き習慣が薄れかけています。この繋がりを取り戻すためには改めてそこに住む人たちが地域を愛し、住民同士が愛を持って助け合い、支え合うことが必要であると考えます。

本計画は、地域における愛を基礎として地域福祉の実現を目指すことから、計画の理念を

**健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬  
～地域で生活する人々の助け愛、支え愛～**

とします。



### Ⅲ. 計画の基本目標及び基本施策

これからの地域福祉を推進するには、日常的に地域での支え合いによる福祉のまちづくりが重要です。

そのためには、地域での支え合いによる「共助」を目指し、地域住民主体による活動の連携・協働を図りながら活動の輪を広げ、一人暮らし高齢者や障がい者の見守り、子育て家庭への支援、要配慮者に対する災害時の対応など、地域に住む人が互いに思いやりをもって主体的に活動する仕組みづくりが必要です。

また、同時に社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員やボランティア団体などとの連携による地域活動を活発化させるとともに、地域内にボランティア活動の拠点をつくることも視野に入れ、互いに助け合う福祉意識を育みながら、みんなが結び合う仕組みづくりも必要です。

このため、南相馬市地域福祉計画では「市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進」や「地域福祉を支える基盤の確立」「安心して暮らすための生活支援の充実」を基本施策として掲げ、本計画の基本理念である「健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬～地域で生活する人々の助け愛、支え愛」の実現を目指します。

#### 【 基本目標 】

地域の力を活かした地域福祉活動の活性化を推進します。

基本目標の実現に向け、南相馬市復興総合計画の基本指針である「福祉の充実」を図るため、次の3つを基本施策として、地域福祉を推進していきます。

#### Ⅰ. 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

#### Ⅱ. 地域福祉を支える基盤の確立

#### Ⅲ. 安心して暮らすための生活支援の充実

### Ⅳ 計画の期間

地域福祉計画の期間は次のとおりとします。

平成27年度から平成29年度の3カ年

# V. 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

施策の方向

健康で安心して暮らすことのできるまち、南相馬  
く 地域で生活する人々の助け愛、支え愛 く

地域の力を活かした地域福祉活動の活性化を推進します

I.  
市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

- I-1. 地域での支えあい・ふれあい活動の推進
- I-2. 地域の見守り活動の推進
- I-3. 災害時における市民相互支援ネットワークの構築

II.  
地域福祉を支える基盤の確立

- II-1. 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携
- II-2. 福祉ボランティアの充実・NPO活動の推進
- II-3. 支えあい・助け合う福祉意識を育む

III.  
安心して暮らすための生活支援の充実

- III-1. 総合的な相談体制の充実
- III-2. 人権尊重の社会づくりの推進
- III-3. ひとにやさしいまちづくりの推進
- III-4. 生活支援の充実
- III-5. 被災者への支援の充実

## VI. 課題解決のためのそれぞれの役割

福祉のまちづくりを実現するには、地域を構成するそれぞれが互いの得意な分野に関して、主体的に役割を果たすことが求められており、具体的には自主・自立を意識しながら「市民の役割（自助）」、「地域の役割（共助）」、「市の役割（公助）」があります。

本計画では、基本目標を支える施策の方向ごとに、これら3つの主体が第一義的には自ら責任をもつとともに互いに協力していくことにより、それぞれの役割を推進していくことを目的としています。

### ◆ 市民の役割（自助） ◆

地域の課題解決のため、市民の自主・自立による役割を各施策の方向ごとに整理しています。

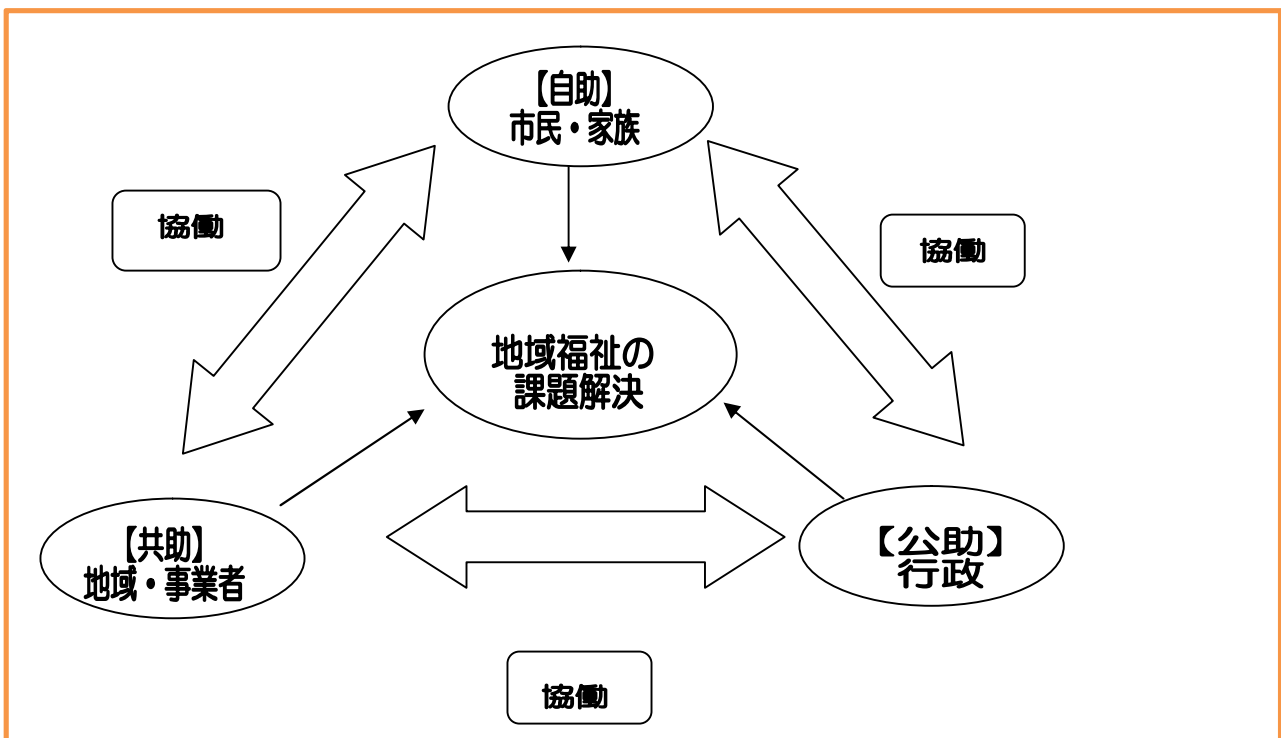
### ● 地域の役割（共助） ●

地域の課題解決のため、地域の支えあい・助け合いによる役割を各施策の方向ごとに整理しています。

### ■ 市の役割（公助） ■

地域の課題解決のため、補完性の原則に基づき、各施策の方向ごとに整理しています。

## 地域福祉計画の取り組みのイメージ



## 第3章 計画の重点施策

### I. 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

地域における福祉活動を担う中心は、地域に住む市民のみなさんですが、近年の核家族化や都市化はもとより災害による生活環境の変化に伴い、地域において互いに助け合うという社会的風土が薄れてきています。さらには、単身高齢者や高齢者世帯が年々増加しているなど、地域福祉の重要性は以前より増しています。

このようなことから、高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援が必要な方々に対して、みんなが関心を持ち、地域でお互いに助け合う福祉のまちづくりが求められています。

#### 《施策の方向》

##### I-1. 地域での支えあい・ふれあい活動の推進

現在、「ふれあい」、「コミュニケーション」、「交流」といった人が生活するうえで大切にしなければならないものが薄れつつあります。

「人と人が ” あいさつ ” を交わす」ということは、これら薄れつつあるものを取り戻すための一歩であり、この一歩が地域福祉の原点である「地域における支えあい活動」に繋がるものです。まさに、みんなが周囲に関心を持ち、助けが必要な人に手を差しのべる地域社会づくりが求められています。

そこで、地域福祉を支える基盤である行政区長、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、事業者など、地域活動の主体間の連携を強め、地域住民が相互に協力できる仕組みづくりに努めていきます。

#### (1) 住民相互の支えあい活動への支援

地域住民同士が交流し関わりあう機会をつくり、相互に支えあう福祉意識の醸成を図ります。

#### (2) 地域活動主体の連携強化

行政区長や民生委員児童委員などの地域の代表者やボランティア、NPOなどの団体や事業者など、地域で活動する人々の連携を図り、協力体制の構築に努めます。

#### (3) 新たな地域コミュニティ構築への支援

避難指示区域の解除や災害公営住宅の建設を踏まえ、新たな生活環境において地域住民が助け合い、支えあいながら生活できるよう、新たな地域コミュニティの構築に努めます。

### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 「挨拶」という言葉・行動の意味を今一度見つめ直し実践する。
- 市民による自主活動などに積極的に参加する。
- 地域活動（例：地区運動会やミニサロンの開催、三世代交流会など）に参加する。
- 保護者以外でも地域の学校行事などには関心を持つ。

### ● 地域の役割（共助） ●

- 交流会（例：夏まつり、文化祭など）の開催を積極的に呼びかけるとともに、公会堂や空き家などを利用した催しにより交流を図る。
- 行政区長、民生委員児童委員、職場の仲間や友人などと互いに連携し交流の場をつくり福祉意識の高揚を図る。
- 高齢者にサークル活動への参加を呼びかける。

### ■ 市の役割（公助） ■

- 行政区の見直しを行い、新たなコミュニティの構築を支援する。
- 地域の交流事業への助成や交流する場の確保を支援する。

## I-2. 地域の見守り活動の推進

かつての向う三軒両隣といった地域共同体が機能していた頃には、近所のことは特に意識せずとも自然に互いの状況を知り、付き合うことができていました。今日のプライバシー重視社会の下では、お互いに無関心、無干渉が多くなってしまいましたが、地域の見守りの観点からは、地域住民一人ひとりが、一人暮らしの高齢者や障がい者への日常の見守りや児童及び高齢者への虐待の早期発見などに意識的に気を配ることが必要となっています。

このため、地域住民や隣組が地域内の状況に関心を払い、民生委員児童委員、ボランティア、老人クラブ等の関係機関などとの相互連携により、地域の見守り活動を実施するなどし互いに安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

### (1) 隣組による地域組織活動の推進

地域を構成する最も身近な存在である隣組への加入促進を図り、日常的な声かけ、手助けにより地域における見守り活動を推進します。

### (2) 関係機関と行政との連携

老人クラブ、PTAなどといった地域の関係機関と行政が連携を図ることにより、地域において支援を要する人の早期発見に努めます。

#### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 隣組に加入し、公共的な事柄への協力関係を保持する。
- 自分の周囲に虐待や支援が必要な人がいないか気配りする。
- 積極的に地区の行事に参加する。

#### ● 地域の役割（共助） ●

- 地域での民生委員児童委員などの役割を周知する。
- 老人クラブ、PTA、婦人会、子ども会などの組織が主体的に交流会を行う。
- 地域で虐待や支援が必要な人がいないか注意する。
- 一人暮らし、ひきこもりの高齢者や障がい者へ気を配る。
- 地域内で、高齢者・障がい者への見守り強化を行う。
- 子どもたちの登下校時には通学路に立ち見守りをする。
- 日常生活の中で変化を見逃さないよう気配りを行う。

#### ■ 市の役割（公助） ■

- 転入手続きなどをする際、隣組加入をすすめるパンフレットなどを配布する。
- 市の広報紙等は隣組を活用して住民に配布する。
- 民生委員児童委員の配置基準を見直し、適正な配置をする。
- 民間事業者と協定を結び、多方面からも高齢者・障がい者への見守りをする。
- 地域内での見守り活動を支援する。

## I-3. 災害時における市民相互支援ネットワークの構築

災害が発生したとき、最初に支援が必要な高齢者や障がい者などの要配慮者を避難させるためにも、地域住民による自主防災組織を核とした市民相互支援ネットワークを構築することが必要です。

また、市としては災害時に要配慮者へどのような支援が必要とされるのかを把握し、支援できる体制の充実強化を図るとともに、福祉避難所の充実や災害時に要配慮者が安心して避難生活できる体制整備を図ります。

### (1) 講習会等の実施

地域での防災に関する講習会を通して、日頃から避難経路や避難場所を確認してもらうとともに、様々なケースの災害を想定した避難訓練を実施するなど、防災に関する意識啓発や地域住民間のネットワークづくりを推進します。

### (2) 災害時支援体制の構築

災害時における安否確認のための名簿の整備や円滑な避難誘導體制の確立など、地域住民の組織と連携した要配慮者のための支援体制の整備に努めます。

### (3) 福祉避難所の充実

市内外の福祉施設と連携し福祉避難所を設置するなど、災害時において要配慮者が安心して避難生活できる環境の整備に努めます。

### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 周囲に災害時に支援を必要とする人がいないか注意する。
- 災害時は誰もが被災者になり得ることを想定し、災害時の避難経路等を日頃から把握しておく。

### ● 地域の役割（共助） ●

- 地域に災害時に支援を必要とする人がいないか日頃から注意する。
- 自主的な防災組織をつくり要配慮者の把握に努める。
- 災害発生時でも安全で安心して避難できるよう住民同士が事前の準備を協力して行う。（マップの作成）。
- 災害時の避難経路等（集合場所、避難方法）の情報を共有する。
- 災害時に備え、要配慮者を含めた避難訓練等を地域全体で行う。

### ■ 市の役割（公助） ■

- 要配慮者の情報を把握し、健康状態、安否確認などのため有効的に活用する。
- 福祉避難所の指定を行い、要配慮者が安心できる避難所の運営を行う。
- 地域・事業所と協力し、要配慮者の避難・受入れ等の訓練を行う。

## Ⅱ 地域福祉を支える基盤の確立

市民が地域の中で安心して暮らしていくためには、地域での福祉を支える人材や組織の確保が必要です。また、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなどの関係機関が行政と協力して、市民誰もが地域の一員として「ともに支え合い・助け合い」「ともに歩む」という福祉意識を育むことが大切です。

また、このように人材の育成や組織の連携及び既存施設を活動の拠点とすることなどを通じて、市民一人ひとりが地域福祉を支えることができる基盤づくりを推進します。

### 《施策の方向》

#### Ⅱ－１．社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携

社会福祉協議会は、地域に密着しながら地域福祉を推進する公益団体として中心的な役割を担い、福祉関係者のほか、保健、医療、教育などの関係機関の参加・協力のもと、各種サービスの提供や相談活動、ボランティアやNPOの活動支援などの地域福祉活動に取り組んでいます。今後、行政やボランティアとの連携を一層強化し、社会福祉協議会の福祉活動の充実を図ります。

##### (1) 社会福祉協議会の活動内容の周知

社会福祉協議会は行政とは別に独立した組織であることを周知しながら、会員の拡大を図り、社会福祉協議会への理解と支援の促進に努めます。

また、同協議会の各事業を掲載した機関紙について多くの市民に読んでいただき、事業への理解を深めていただくよう広報の充実についても努めます。

##### (2) 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会では、研修による職員の資質向上や、市民ニーズに合致するよう各事業内容の見直しを行い機能強化に向け取り組んでいきます。

また、社会福祉協議会が行う事業を通じて、ボランティア団体や老人会、PTAといった各地域における組織や団体と連携を図り、地域福祉の推進に向けた活動を行うとともに、地域福祉を支える人材の育成を行います。



### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 機関紙等により社会福祉協議会の意義や活動内容を理解する。

### ● 地域の役割（共助） ●

- 各事業をとおして市民とのつながりを強めていく。
- 社会福祉協議会の充実した活動に向け、各事業の見直しと研修による職員の専門性を高める。
- 各地域における組織や団体が社会福祉協議会と連携を図り、地域住民が参加する地域福祉活動の推進と地域福祉を支える人材の育成を行い地域の福祉力を高める。

### ■ 市の役割（公助） ■

- 社会福祉協議会との連携により福祉活動の充実を図る。

## Ⅱ－２．福祉ボランティアの充実、NPO活動の推進

今後、地域においてますます複雑・多様化していくとみられる様々な課題に対処するためには、行政など公的機関の活動だけでは限界があります。このため、豊富な経験を持つ団塊の世代など地域福祉活動を担う市民の力の活用を図るとともに、将来の地域福祉活動を担う子供たちがボランティア活動へ参加できる環境の整備も必要となってきます。また、ボランティアやNPOは、行政の手の届かないきめ細やかな活動ができるとともに、地域福祉活動の主要な担い手としての役割も期待されております。そこで、子供たちから大人に至るまで多くの市民のボランティア活動への参加促進やNPOなどの市民活動の支援を推進していきます。

### (1) 各種団体への支援

老人クラブや市民団体など地域の社会資源である各団体と行政とのネットワークを構築し、支援体制の充実に努めます。

### (2) 活動参加の呼びかけ

元気な高齢者の社会貢献や福祉ボランティア活動への参加を促すため、活動できる情報を提供するなど参加しやすい体制づくりを推進します。

### (3) 地域福祉の将来の担い手による活動

地域福祉活動の将来の担い手となる児童・生徒がボランティア活動を主体的に実施できる体制づくりを推進します。

### (4) ボランティア・NPOの活用

市内のボランティア・NPOが有する知識と経験の活用はもとより、市外のボランティア・NPOと地域の方々との連携づくりも推進します。

#### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 多様なボランティア活動を受け入れるようにする。
- 自らも積極的にボランティアに参加する。

#### ● 地域の役割（共助） ●

- 地域でボランティアの仲間づくりをする。
- 子どもや高齢者が参加できるボランティア活動を行う。
- 子どもたちのボランティア活動の受入れを行う。
- 市内外からのボランティア・NPOの受入れを行う。

#### ■ 市の役割（公助） ■

- ボランティア活動を行いたい、あるいは、ボランティア団体を設立したい個人又は団体に対し、社会福祉協議会と連携して情報提供を行う。
- 社会福祉協議会、教育委員会と連携し、子どもたちのボランティア活動の支援を行う。
- ボランティアやNPOの活動内容について、市民に具体的に広報する。
- 社会福祉協議会と連携し地域住民とボランティア・NPOとの結びつけを行う拠点を整備する。

## Ⅱ－３．支えあい・助け合う福祉意識を育む

誰もがひとりでは生きていくことはできず、それぞれが互いに支え合いながら社会の中で生活しています。

市民それぞれが地域で安心して暮らすためには、地域に住む人たちが地域への愛着心を持つといった意識づくりが必要であり、この一人ひとりの愛着心が地域における支え合いといった意識を育むことへとつながります。

また、地域での高齢者と子どもたちとの世代間交流や子育て支援、障がい者の社会参加などを進めることにより、市民の地域への愛着心を醸成するとともに、互いに助け合い、支え合うといった福祉意識を育んでいきます。

### (1) 地域への愛着心の醸成

地域において希薄化する人と人のつながりや支え合いといったものを取り戻すために地域への愛着心の醸成に努めます。

### (2) 交流の促進

高齢者、障がい者、子どもが触れ合える機会の拡充を図り、互いに交流できる環境づくりを推進します。

### (3) 地域における活動の紹介

各地域における事業や活動、人、団体を広く紹介することで、それぞれの地域における福祉活動の活性化を推進します。

### (4) 福祉教育の充実

学校と連携し、小・中学校等における福祉教育を充実させ、高齢者や障がい者などへの理解の促進を図ります。

#### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 自分が住む地域について今後「どうすべきか」、「どうあるべきか」見つめ直す。
- 障がい児の親の悩みを軽減するため、障がい児の親が組織する会と連携する。
- 障がい者とふれあう機会をつくる。

#### ● 地域の役割（共助） ●

- 今ある地域を見つめ、今後「あるべき地域の姿」について見つめ直す。
- 障がい者施設へのボランティア活動の実施や地域のイベントでの交流をすすめる。
- 障がい福祉サービス事業所などと交流する機会を多くする。
- 夏休みなどに、高齢者と子どもがラジオ体操を一緒に実施するなど「できる交流」から始める。
- 他の地域での事業・活動・交流をもとに地域内での交流する機会を設ける。
- 地域でイベントを行う際、障がい者に積極的に参加を呼びかける。

#### ■ 市の役割（公助） ■

- 関係機関、団体と連携し、支えあい・助け合う福祉意識を育むことの普及啓発をする。
- 子育てに関する相談機関・団体などの情報を提供する。
- 各地域における事業・活動などを市の広報紙やホームページ、「みなみそうまチャンネル」などで紹介する。
- 地域の再生に向けた必要とされる支援を行う。

### Ⅲ 安心して暮らすための生活支援の充実

高齢者、障がい者、子育て家庭など、市内に住むすべての人が地域で安心して暮らしている環境が必要です。

そこで、地域医療体制や保健サービスの充実を図るとともに、悩み事について相談できる体制の整備を進めます。

また、介護が必要な高齢者や障がい者、介護している家族への支援など、助けを必要としている人たちに対しても、ソフト面やハード面において住みやすい環境づくりを推進していきます。

#### 《施策の方向》

##### Ⅲ－１．総合的な相談体制の充実

地域福祉の一層の進展のためには、必要とする情報にアクセスできる環境づくりと必要な時にすぐにサービスを利用できるシステムづくりが重要となります。

そこで、行政や社会福祉協議会など様々な各種関係機関との連携により、相談窓口の充実とネットワーク化による相談体制の充実を図るとともに、必要とするサービスや情報へのアクセスの利便性を高め、各種サービスを一体的に提供できる体制の構築に努めます。

###### (1) 相談機能の整備

地域で安心して生活できる環境づくりの一つとして、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、相談窓口の充実と相談体制のネットワーク化の充実を図ります。

###### (2) 地域包括ケアシステムの構築

市民の日常生活を総合的に支援するための保健、医療、介護、福祉、住まいの連携を推進し、地域包括ケアシステムの<sup>\*</sup>構築に努めます。

###### (3) 広報体制の充実

福祉に関する各種情報を市の広報紙やホームページ、みなみそうまチャンネルに利用者の立場で、より分かりやすく、より役に立つよう掲載するなど、広報体制の充実を図ります。

<sup>\*</sup> 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 市の広報紙やホームページ、みなみそうまチャンネルなどから情報収集を行う。
- 生活するうえで悩みがある場合は積極的に相談窓口を利用する。

### ● 地域の役割（共助） ●

- 地域における高齢者、障がい者、子育て者で相談や支援を必要としている場合には相談窓口を利用するように促す。

### ■ 市の役割（公助） ■

- 相談窓口機能の強化、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関との連携、支援サービスの充実を図る。
- 関係各課及び関係団体と連携し、地域包括ケアシステムの構築を図る。
- 広報紙・ホームページ・「みなみそうまチャンネル」などで市民へ周知する。
- 高齢者、障がい者、子育て者のために、相談窓口や利用可能なサービスが記載された冊子(ハンドブック等)をつくる。

## Ⅲ－２．人権尊重の社会づくりの推進

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を感じられる社会を実現していくためには、自分の権利のみならず、他人の権利も理解し認め合い尊重することが大切です。

このため、成年後見制度の普及啓発や、虐待防止ネットワークの定着を図り、人と人が支えあう人権尊重の社会づくりを推進します。

### (1) 成年後見制度の周知・利用の推進

認知症や知的障害により判断能力が低下した高齢者や障がい者の権利を擁護し、財産などを保護するため成年後見制度の周知や利用促進を図ります。

### (2) 虐待防止のネットワーク整備

高齢者や子どもたちなど、弱い立場にある人たちへの虐待に関する情報や配偶者やパートナーへの身体的・精神的暴力に関する情報の一元化を図り、虐待防止と保護に向け、機関機関相互のネットワークの強化に努めます。

#### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 成年後見制度を利用する。
- 高齢者や子どもなどの立場の弱い人を大切にする。
- 困ったときは我慢しないで周りの人々などに助けを求める。
- 自らも市民後見人としての登録を行う。

#### ● 地域の役割（共助） ●

- 成年後見制度を必要とする人がいないか気配りをする。
- 周囲に虐待・DV\*などがいないか気配りする。

#### ■ 市の役割（公助） ■

- 社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知や研修会の開催などを行い、後見人となる人材の育成に努める。
- 虐待やDVについて相談できる窓口の周知を図る。
- 虐待・DV防止のネットワークを構築する。
- 人権擁護に関する関係機関との連携を図る。
- 包括的な権利擁護体制の整備について検討する。

※ DVとはドメスティック・バイオレンス「domestic violence」の略で、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味です。

### Ⅲ-3. 人にやさしいまちづくりの推進

年齢や障がいの有無に関わらず、みんなが住みやすいまちづくりを推進することは、愛郷心を育むとともに、地域における福祉の推進にも資することになります。

市民誰もが住んでみたい、住んで良かったと言われる「まち」の実現に向け、ユニバーサルデザインなどの考え方にに基づき、快適に生活できるまちづくりの推進に努めます。

#### (1) ユニバーサルデザインの推進

事業者のみならず、多くの市民がユニバーサルデザイン\*の考え方を理解し、協働して推進できるように啓発活動を行います。

#### (2) バリアフリーの推進

歩きやすい歩道の整備や利用しやすい公共施設の設置など、人にやさしいバリアフリー\*のまちづくりを推進します。

#### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- ユニバーサルデザインの理念を理解する。
- 歩行するうえで周囲に障害となるものがないか注意する。

#### ● 地域の役割（共助） ●

- 地域住民が協力し、地域内にある障害物の状況を確認する。
- 歩道上の障害物を撤去する。

#### ■ 市の役割（公助） ■

- ユニバーサルデザインの意識啓発を進める。
- 歩道の段差解消や点字ブロックなどの環境整備を進める。

※ ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

※ バリアフリーは障害の部位や程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処する考え方。

### Ⅲ－４．生活支援の充実

市民生活の安心は、これまで第１のセーフティネットの社会・労働保険制度と第３のセーフティネットの生活保護により包括的に提供してきましたが、近年、非正規雇用労働者や高校中退、ニートなどといった課題から市民が生活困窮状態に至るリスクが増加しています。

そこで、平成２７年４月から施行される生活困窮者自立支援法を踏まえ、制度の狭間にある生活困窮者の方々の早期の生活自立につながるよう支援を強化します。

#### (１) 生活困窮者の自立支援

社会経済状況の変化に伴う生活困窮者が、生活保護に至ることなく早期の生活自立につながるよう支援します。

#### (２) 要支援者の自立促進

生活保護受給者が日常生活の課題を解消し社会的な繋がりのもと、地域社会の一員として生活が送れるよう、自立に結びつくための支援に努めます。

#### (３) 生活保護事業の適切な運営

生活保護事業を適切に運営し、必要な人に必要な支援が届く体制づくりに努めます。

#### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 自分の周囲に援助を要する人がいるか心配りをする。

#### ● 地域の役割（共助） ●

- 地域内において援助を要する人がいる際には、まずは地域での支えあいを基本としながらも、公的支援が必要と判断される場合は速やかに行政に繋いでいく。
- 一時的に生活に困っている人に対して、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度等各種貸付制度を紹介する。

#### ■ 市の役割（公助） ■

- 生活保護の受給者とならないよう相談過程において、自立促進に向けての的確な支援を行う。
- 生活困窮者の相談窓口を設置するとともに、その周知に努める。
- 生活困窮者を支援するために、必要に応じた支援メニューに取り組む。
- 生活保護の適切な運営に努める。
- 生活保護受給者の自立を支援する。



### Ⅲ－５．被災者への支援の充実

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの市民が住み慣れた我が家や地域から離れることを余儀なくされ、これまでの生活基盤とは一変した環境において避難生活を強いられています。

そこで、被災された市民が一日も早く、安全で安心できる生活に戻れるよう、生活基盤の再建に向けた支援の充実を図ります。

また、長引く避難生活からくる身体的不調や精神的ストレスの増加に対応するため、生活支援相談員等の訪問により悩み事の相談を受けたり、保健師により健康状態を把握するなど、被災者の見守り体制の充実を図ります。

#### (1) 被災者の生活再建の取り組みへの支援

「被災者生活再建支援事業」の広報の充実と対象者への申請勧奨及び、「災害援護資金貸付制度」の周知等により、被災者の生活基盤の再建への支援に努めます。

#### (2) 仮設住民や借上げ住宅入居者等の見守りの実施

生活支援相談員や民間事業所などによる見守り体制の充実や、保健師による訪問指導の実施など、仮設住民や借上げ住宅入居者等の身体的・精神的な負担を軽減させる支援を行います。

#### ◆ 市民の役割（自助） ◆

- 避難者自身が生活再建に向けた各種制度を活用する。
- 仮設住宅等の入居者自らも積極的に外部との交流を行う。

#### ● 地域の役割（共助） ●

- 地域における被災者の生活再建に向けた制度の利用を促す。
- 仮設住宅や災害公営住宅入居者同士においても見守りの意識を持つ。

#### ■ 市の役割（公助） ■

- 市民の生活再建につながる制度について広報の充実を図る。
- 制度に該当する対象者への申請勧奨を行う。
- 入居者の健康状態把握等のため生活支援相談員や保健師の訪問の充実を図る。